

お客様の生活が、ちょっと良くなる情報を発信します。

第41号 2025年11月発行

発 行：株式会社むらやま

本 社：横須賀市佐原5-10-3

TEL：046-836-7741

営業所：横須賀市衣笠栄町1-3

TEL：046-851-0936

むらやま通信

訪問販売は突然に…

こんにちは！
ガスのご提案に来ました。

ピンポン

今のガス料金よりお安くなりますよ！
検針票や領収証をみせてください。

こんなに安くなるの！？
それならお願いしたいわ。

個人情報Get

切替の手続きは弊社で行うので、
書類にサインだけしてください。

おかしいな？
ガスの料金が
高くなってる…

請求書

ピンポン
ピンポン

○○の契約をお願いします。

○○の点検にきました。

不用品はありませんか？

ガスを切り替えてから訪問販売が多くなった。もしかして個人情報が漏れているのでは…

数か月後…

悪質な訪問販売にご注意！



警 告
あなたのその行為、
警察等に通報致します！

検針票や領収証は大事な個人情報です。安易にみせてトラブルに繋がる事も少なくありません。
訪問販売は対応しないのが一番安全ですが、断る事が難しい方には左記の「勧誘お断りプレート」をお渡しするので玄関先・表札周り等に掲示すると訪問販売が減る効果があります。

ぜひ、掲示して悪質な訪問販売を撃退しましょう！

プレートが必要な方は下記までご連絡ください

046-836-7741

特商法について

特商法(特定商取引に関する法律)とは、販売業者が訪問販売をするにあたって守らなければならない法律です。

LPガスの切替勧誘は訪問販売にあたります。特商法の知識をつけて悪質な訪問販売を断れるようになります。

①訪問販売とは(訪問販売の定義/第2条)

事業者が自宅を**訪問**し、商品やサービスの契約を勧める販売方法です。



②訪問販売をする事業者は先立って下記の3つを伝える義務 (氏名等の明示義務/第3条)

- 1.事業者の**会社名、氏名**を名乗らなければいけません
- 2.**訪問の目的**を伝えなければいけません
- 3.**商品・サービスの内容**を説明しなければいけません



会社名

目的

商品
サービス
の内容

③勧誘を受ける意思がある事を確認する義務 (再勧誘禁止等/第3条の2)

契約をしない旨の意思表示をした相手に、そのまま勧誘を継続する、再度勧誘のために訪問することは**禁止されています**。



NO



さようなら

